

「パートナーシップ構築宣言」

当社およびオティックスグループ各社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

ITの活用や業務のデジタル化を推し進め、サプライチェーン全体での効率化を図ると共に、災害等、有事の際の取引先の課題への迅速な対処やカーボンニュートラルに向けた活動に努めていきます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

型取引の適正化に取り組み、不要な型の廃棄を促進すると共に、下請け事業者に対して量産終了後の型の無償保管要請を行わないように十分に配慮します。

③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④ 知的財産・ノウハウ

契約上知り得た下請事業者の知的財産権やノウハウ等に関して、下請事業者に損失を与えることの無いよう、十分に配慮します。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当社長期ビジョン「VISION120」の実現に向けて、取引先とのコミュニケーションによる信頼関係を強化し、品質向上や競争力強化につながる課題解決に協力して取り組み、一緒に成長できることを目指します。

2021年11月24日

株式会社オティックス

企 業 名

取締役社長 小田井 勇樹

役職・氏名（代表権を有する者）